

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【公開番号】特開2009-234491(P2009-234491A)

【公開日】平成21年10月15日(2009.10.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-041

【出願番号】特願2008-85068(P2008-85068)

【国際特許分類】

B 6 0 T 11/16 (2006.01)

【F I】

B 6 0 T 11/16 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月7日(2011.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

有底筒状のシリンダ本体と、

鍛造により有底筒状に形成され、前記シリンダ本体内を摺動するピストンと、

該ピストンを前記シリンダ本体の開口側へ付勢するバネを備え前記ピストンの内底部に当接可能なリテーナにより前記バネの長さを規制したバネ組立体と、
を有し、

前記ピストンの前記内底部の最外周に鍛造により環状溝を形成したことを特徴とするマスタシリンダ。

【請求項2】

前記リテーナは、前記内底部の前記環状溝よりも内周側に形成される平面部に当接することを特徴とする請求項1に記載のマスタシリンダ。

【請求項3】

前記リテーナは、前記ばねの端部の外周が前記ピストンの筒状部の内周面に密嵌することで前記ピストンに拘束されることを特徴とする請求項2に記載のマスタシリンダ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明によれば、ピストンの内底部の最外周に鍛造により形成される円弧状壁面部をピストンの内底部のリテーナの座面よりも奥側にずらすことができる。したがって、ピストンを鍛造により形成してもその内底部の最外周へのリテーナの干渉を防止でき、ピストンの良好な摺動性能を確保することができる。